

建築確認手続きにおける

建築士免許登録の有無の確認等について

建築物の設計者等が建築士であることについては、建築確認手続きにおいて建築士免許証等の写し等により確かめているところですが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、より厳格な方法により建築士免許登録の有無を確かめることが必要とされています。

また、平成20年施行の改正建築士法により、建築士事務所に属する建築士に対する定期講習の受講が義務付けられております。

よって当県では、平成25年1月4日より建築確認申請時において、
建築確認申請書の第二面に記載された建築士に対して、
建築士免許証及び定期講習修了証の原本を確認させていただくことがあります。
ご協力の程よろしく願いいたします。

このページについてのお問い合わせ

県土整備部建築住宅課
〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1
電話 027-226-3702
FAX 027-221-4171
kenjuuka@pref.gunma.lg.jp

※ 藤岡市役所では、すでに原本提示を求められたという方がいらっしゃいます。